

入札参加者 各位

工事費内訳書の提出範囲について (お知らせ)

工事費内訳書取扱要領の運用により、当工事における入札時の工事費内訳書の提出範囲は、

【科目】(6ページ並びに10ページ参照)に相当する項目の記載のある部分までとする。

〔留意事項〕

- 1、**中科目・細目別内訳書** (7～9ページ参照)に相当する部分は、入札時に提出する工事費内訳書には添付不要です。
- 2、入札結果に不自然さがある場合等「工事費内訳書取扱要領」第5に該当する場合は、入札参加者へ**細目別内訳書**に相当する部分まで追加して提出を求めることとなります。
- 3、次頁チェックリストで、内訳書の内容を確認下さい。

工事費内訳書の提出に係るチェックリスト（営繕工事競争入札参加者用）

工事名： _____
日 付： _____

■競争入札（入札時点に提出する工事費内訳書）

↓ 確認したらチェックをしてください。

☐	発注者名を、入札公告又は入札執行通知書のとおり正しく記載したか。
☐	工事番号・工事名・工事場所を、入札公告又は入札執行通知書のとおり正しく記載したか。
☐	自らの商号又は名称・代表者氏名・住所を正しく記載したか。
☐	工事費内訳書は種目、科目に相当する項目を記載した部分まで添付したか。 （中科目、細目に相当する項目を記載した部分は、入札時点に提出する工事費内訳書への添付は不要。）
☐	総括表に記載した金額の計算は正しいか。
☐	工事価格と入札金額は一致しているか。
☐	値引きやマイナス計上（スクラップ控除は除く。）はしていないか。
☐	ページの抜けがないか。
【その他】	
☐	工事費内訳書は、細目に相当する部分まで作成しているか。

＜長崎県 営繕工事版 記載例＞
(工事費内訳書は細目に相当する項目まで作成)

工 事 費 内 訳 書

長崎県交通局長
太田 彰幸 様

1. 工事番号	〇〇△△△△
2. 工事名	□□□□□□工事
3. 工事場所	〇〇〇市 〇〇町

入札公告又は入札執行通知書の各該名称等
のとおりに誤り記載漏れのないよう十分注意のうえ
記載してください。

【JVの場合】

代表構成員のみの記入で可

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
代表構成員
所在地 長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

【単体の場合】

所在地	長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇

入札時に提出する工事費内訳書に
添付必要

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
総括表						
(直接工事費)						
建築改修工事		1	式		71,098,043	
電気設備工事		1	式		264,400	
計					71,362,443	A
(共通費)						
離島調整費	離島調整費を計上する場合は記載すること。	1	式		30,594	
共通仮設費		1	式		3,056,710	
現場管理費		1	式		6,356,283	
一般管理費等		1	式		8,099,120	
計					17,542,707	B
合計（工事価格）	工事価格を千円台の数字にするなどの端数処理をする場合は、工事価格では百円未満を切り捨てる等の端数処理をしないこと。				88,905,150	C=A+B
	工事価格(C)と入札金額(D)は必ず一致させること。一致しない場合は入札無効となる。				入札金額 D ¥ 88,905,150	
						消費税込みの金額は記入不要。
入札無効の例						
値引き					-200,000	
	値引き・マイナス計上の項目（スクラップ控除は除く。）があれば入札無効					
法定福利費を明示している場合は、請負代金内訳書の提出は不要です。						
注：法定福利費の記載が無いことをもって、入札無効とするものではありません。（法定福利費を算出できる場合は記載してください。）						

【※請負代金内訳書への法定福利費の明示の記載例】

<記載例>

(工事価格の内、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 ○○○、○○○円)

入札時に提出する工事費内訳書に添付必要

種目別内訳

入札時に提出する工事費内訳書に添付必要

科目別内訳

**入札時に提出する工事費内訳書に
添付必要**

直 接 工 事 費

中科目別内訳

建築改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	12,377,400	
計				12,377,400	
防水改修	改修	1	式	6,043,896	
計				6,043,896	
外壁改修	改修	1	式	14,164,840	
計				14,164,840	
建具改修	撤去	1	式	1,469,600	
建具改修	アルミ製建具	1	式	34,539,000	
建具改修	ガラス	1	式	1,870,166	
建具改修	雑・その他	1	式	293,244	
計				38,172,010	
塗装改修	改修	1	式	222,110	
計				222,110	
発生材処理		1	式	117,787	
計				117,787	
	中科目は作成しないことができる。				
	入札時に提出する工事費 内訳書には添付不要				

細目別内訳

入札時に提出する工事費
内訳書には添付不要

直接工事費 細目別内訳

建築改修工事		防水改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
下地清掃		432	m ²	170	73,440	
下地処理	樹脂モルタル塗り (W400+W135程度)	195	m	360	70,200	
防水層末端処理	粘着層付水切りテープ 48×0.14 製品代(取付費込)	195	m	560	109,200	
塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバー	104	m ²	3,860	401,440	
ひび割れ補修(既存防水層部)	W=200程度 不燃布+ウレタン塗布補強 層間接着プライマー+ウレタン塗膜 製品代(取付費込)	36.5	m	2,001	73,036	
ビニル床シート下地部 塗膜防水	X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平場 表面塗料シルバー	328	m ²	3,860	1,266,080	
防滑性ビニル床シート (ペランダー用)	無地 厚2.5 多湿部 熱溶接工法 製品代(取付費込)	310	m ²	5,960	1,847,600	
防滑性ビニル床シート (ペランダー用)	厚2.5mm L2350 製品代(取付費込)	8	枚	27,800	222,400	
笠木 (アルミ既製品)	直線 シルバー W=400 材工共	195	m	9,500	1,852,500	
笠木 (アルミ既製品)	コーナー シルバー W=400 材工共	8	か所	16,000	128,000	
数量×単価＝金額とすること。						
細目別内訳には、原則として、公開参考積算数量内訳書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を記入すること。						
入札無効の例						
値引き					-12,000	
値引き・マイナス計上の項目(スクラップ控除は除く。)があれば入札無効						
計					6,043,896	
入札時に提出する工事費内訳書には添付不要						

電気設備工事					
名	称	数	量	単	位
電灯設備		1			
			式		264,400
計					264,400
以下に続く、中科目別内訳・細目別内訳の留意事項については、建築と同様なので省略する。					
入札時に提出する工事費内訳書に添付必要					

令和 7 年 4 月 1 日

週休 2 日促進工事の労務費の補正について

本工事は、「長崎県の営繕工事における週休 2 日促進工事試行要領」に基づき、**通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）**に応じた補正係数により労務費を補正している。

複合単価、市場単価 又は 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）により、労務費の補正方法が異なるため、下記に留意すること。

なお、特別調査品目単価（公表単価）見積単価については、補正の対象外である。

「長崎県の営繕工事における週休 2 日促進工事試行要領」の掲載先

長崎県庁ホームページ →（分類で探す）まちづくり → 建築・住宅のサイトへ →
建築工事に関する基準・取組等 → 営繕工事における週休 2 日促進工事

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kijun/syukyu/>

（参考）**工事着手後に月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）**を達成した場合 又は 通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）に満たない場合は変更対象となる。（詳細は現場説明書を参照すること。）

記

< 単価の補正方法 >

複合単価 の場合

公共工事設計労務単価に**通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）**に応じた補正係数 1.02 を乗じて補正している。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正している。

（参考）

執務並行改修の場合は、工種に応じて、長崎県公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）の表 A - 1、表 E - 1 及び M - 1 の「複合単価労務の所要量補正」の補正係数を別途乗じている。

(例1：床タイル張り **通期の週休2日**) 新営工事、全館無人改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
床タイル張り	一般床タイル張り - 施工手間 - 100mm 角 下地材別途	m ²	1		***	***	標準
普通ポルトランドセメント		kg	3	1	***	***	材料
砂	荒目	m ³	0.004	0.3	***	***	材料
砂	細目	m ³	0.004	0.7	***	***	材料
タイル工		人	0.22 × 1.02(通期の週休2日)	1	***	***	労務
普通作業員		人	0.09 × 1.02(通期の週休2日)	1	***	***	労務
その他		式	1	0.21	***	***	
計						***	

(参考) 長崎県公共建築工事積算基準等資料第4編第1章4により中間値 + 1 %

(例2：床タイル張り **通期の週休2日**) 執務並行改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
床タイル張り	一般床タイル張り - 施工手間 - 100mm 角 下地材別途	m ²	1		***	***	標準
普通ポルトランドセメント		kg	3	1	***	***	材料
砂	荒目	m ³	0.004	0.3	***	***	材料
砂	細目	m ³	0.004	0.7	***	***	材料
タイル工		人	0.22 × 1.15(執務並行改修) × 1.02(通期の週休2日)	1	***	***	労務
普通作業員		人	0.09 × 1.15(執務並行改修) × 1.02(通期の週休2日)	1	***	***	労務
その他		式	1	0.21	***	***	
計						***	

市場単価、補正市場単価 の場合

以下の表A - 2、表E - 2 及びM - 2 の補正率を用いた以下の式により補正している。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、長崎県公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、長崎県公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ・基準補正単価の表A - 1、表E - 1及びM - 1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A - 2、表E - 2及びM - 2の改修補正率を用いた上記の式により補正して算定している。

（例3：シーリング 通期の週休2日） 新営工事、全館無人改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10	m	1		***	***	市場
シーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	m	1 × 1.01(<u>通期の週休2日</u>)	1	***	***	(2誌平均)
計						***	

（例4：シーリング 通期の週休2日） 執務並行改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10	m	1		***	***	市場
シーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	m	1 × 1.14(<u>執務並行改修 かつ 通期の週休2日</u>)	1	***	***	(2誌平均)
計						***	

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の場合

以下の表A - 2、表E - 2及びM - 2の補正率を用いた以下の式により補正している。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格（材工単価）× 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格（材工単価）× 改修補正率

（例 5：内外装工事（ビニル系床材）通期の週休 2 日） 新営工事、全館無人改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
防滑性ビニル 床シート	無地 厚さ 2.5	m ²	1		***	***	春_コ_P○・ 施_P○
防滑性ビニル 床シート	無地 厚さ 2.5	m ²	1 × 1.01(<u>通期の週休 2 日</u>)	1	***	***	(2 誌平均)
計						***	

（例 6：内外装工事（ビニル系床材）通期の週休 2 日） 執務並行改修の場合

細目	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
防滑性ビニル 床シート	無地 厚さ 2.5	m ²	1		***	***	春_コ_P○・ 施_P○
防滑性ビニル 床シート	無地 厚さ 2.5	m ²	1 × 1.01(<u>通期の週休 2 日</u>)	1	***	***	(2 誌平均)
計						***	

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要 1	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01
とりこわし工事、撤去工事 2	物価資料	1.01	1.01

(例 3、4)

(例 5、6)

1 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

2 とりこわし工事、撤去工事については「仮設工事」を準用している。

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工 種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ 及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス 及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線 及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表 M - 2 機械設備工事の補正率

工 種	摘要	通期の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び 低圧 ファン類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】の公表について（お知らせ）

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、常日頃より県の営繕工事にご協力いただきありがとうございます。

積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】の公表の取り扱いを下記のとおりといたしましたのでお知らせします。

なお、【建築・住宅編】は、土木部ホームページの「建設工事関係」に掲載されています。

1．公表項目について

項目名	基準等名称	内容
積算基準	a. 長崎県公共建築工事積算基準(令和3年7月) ⁽¹⁾	積算に必要な基本事項
	b. 長崎県公共建築工事共通費積算基準(令和6年7月) ⁽¹⁾ 公共住宅建築工事積算基準(令和5年度版) ⁽⁵⁾	経費算出に必要な事項
	c. 解体工事の内訳書書式及び数量積算基準(令和6年4月) ⁽¹⁾	県の解体工事積算基準
歩掛り	a. 公共建築工事標準単価積算基準(令和6年改定) ⁽²⁾	単価算出のための歩掛
	b. 公共建築工事積算研究会参考歩掛り(令和6年) ⁽³⁾	
	c. 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(令和6年版) ⁽³⁾ 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料(令和6年版) ⁽³⁾	
数量積算基準	a. 公共建築数量積算基準(令和5年改定) ⁽²⁾	建築の数量算出方法
	b. 公共建築設備数量積算基準(令和5年改定) ⁽²⁾	設備の数量算出方法
運用	a. 長崎県公共建築工事積算基準等資料(令和6年7月) ^(1・4)	積算基準等の運用
単価	a. 長崎県が独自に調査した単価(令和7年4月公表) ⁽¹⁾ * 生コンについては四半期（4月、7月、10月、1月）ごとに改定した単価	特別調査品目単価の公表

2．建築工事等設計単価の決定方法について

- (1) 本建築工事等設計単価の決定方法については、建築工事（関連する専門工事を含む）、電気設備工事及び機械設備工事を対象としています。
- (2) 設計単価は、特別調査品目単価（公表単価）、市場単価、標準歩掛り等による複合単価、物価資料の掲載価格及び専門工事業者の見積価格等を採用しています。採用方法については、積算基準（単価・歩掛）【建築・住宅編】総則及び上記 -a「長崎県公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章に掲載しています。
- (3) 労務単価は、国土交通省が公表する「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」を用いています。

3. 積算基準及び単価の公表場所について

(1) 長崎県土木部ホームページで公表しています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/department/dobokubu/>

掲載事項

>> 【建設業関係】建設工事関係

>> (建設工事関係) 詳細はこちら

>> 積算基準公表図書 (建築工事)

>> 【公表用】積算基準 (単価・歩掛)

(2) 国土交通省のホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/>

政策情報・分類別一覧

>> 官庁営繕

>> (技術基準等) 技術基準

>> 3-6.工事費積算関連

該当の改定年のものがない場合は、(1) にて参考掲載いたします。

(3) 国土交通省のホームページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/>

政策情報・分類別一覧

>> 官庁営繕

>> (技術基準等) 技術基準

>> 3-6.工事費積算関連

>> 公共建築工事積算基準等関連資料

該当の改定年のものがない場合は、(1) にて参考掲載いたします。

(4) 「長崎県公共建築工事積算基準等資料」第1編、第2編、第3編及び第4編第1章は、長崎県土木部ホームページ (1) で公表しています。

なお、第4編第2章以降及び附表は、「公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)」の第4編第2章以降及び附表を適用しているため、国土交通省のホームページ (3) で「公共建築工事積算基準等資料」を参照してください。

該当の改定年のものがない場合は、(1) にて参考掲載いたします。

(5) 市販公表図書となります。

4. 本書に関する質問は、原則として受け付けません。

(公表場所の質疑については対応いたします。)

長崎県土木部建築課 (計画指導班)

電話番号 095-894-3095

長崎県土木部営繕課

電話番号 095-894-3096